統計データの二次利用に係るその他の論点

論点1:二次利用の普及啓発はどのように行うべきか。

例えば、

- ・ 各府省が、毎年度当初に、当該年度に利用を可能とする二次利用のサービス (統計調査名、オーダーメード集計又は匿名データの別、申出受付期間、提 供予定時期等)を各府省のホームページで公表。
- ・ 関係学会と連携して、各府省に申出可能な二次利用のサービス(統計調査 名、オーダーメード集計又は匿名データの別、申出受付期間、提供予定時期 等)を周知。

論点2:不適切利用(利用申出書で提示した以外の利用等を行った場合)の対処としてどのようなペナルティを課すべきか。

- ・ 不適切利用を行った者については、その後の利用申出を一切受け付けないと することは可能か。また、このような対処を行うためには、利用申出時等に 通告、あるいは契約書等に記載しておくことが必要か。
- ・ ある府省の二次利用のサービスを利用して、不適切利用を行った場合、全府 省において、その後の利用申出を一切受け付けないとすることは可能か。
- 他に効果的なペナルティはないか。
- ペナルティには期間を設定すべきか。

【参考】

[匿名データの提供の場合]

・ 統計法第61条第3号では、匿名データの提供を受けた者、匿名データの取り扱いに関する業務の委託を受けた者等が、匿名データを自己又は第三者の利益を図る目的で提供、盗用した場合に罰則適用を規定。